関東大震災に対する朝鮮社会の反応*

西村 直登 (同志社大学大学院)

目 次

はじめに

- 1. 震災情報の流入や人びとの移動
- (1) 震災直後の報道と朝鮮語新聞
- (2) 朝鮮総督府の警戒
- 2. 朝鮮社会の不安と緊張の交錯
- (1) 震災記録映画の上映
- (2) 在朝日本人による「自衛団」の組織化
- 3. 朝鮮人の安否をめぐる動き
- (1) 救済活動
- (2) 朝鮮人安否調査

おわりに

はじめに

本論文の課題は、関東大震災が発生した1923年9月1日から翌10月20日の司法省発表まで、朝鮮人虐殺の事実が公にされなかった時期に、震災の被害や朝鮮人の安否をめぐって、朝鮮社会がどのように受け止め反応したのかを検討することである。

震災直後の内地では、流言については真偽を問わず報道されていたものの、虐殺事件については司法 省が公表するまで、公に報道されなかった。つまり、震災直後において、虐殺に関する情報源は主に政 府関係のものか、人びとが見聞した口コミに限られたのである。それは朝鮮においても同様であった。

これまでの研究では、新聞報道¹⁾ のみならず、朝鮮(人)の反応²⁾、朝鮮総督府の対応³⁾、独立運動 との関係⁴⁾、救済活動の展開⁵⁾、留学生の反応⁶⁾ 等のさまざまな観点から、植民地朝鮮における関東大 震災、とりわけ朝鮮人虐殺事件に対する反応・対応のみに検討がおこなわれてきた。

ところが、当時の朝鮮社会は関東大震災という出来事をただ受け止めただけではなかった。朝鮮では 当時、震災と朝鮮人に関する情報は虐殺のみならず、流言についても報道することができず、内地以上 に制限された状況にあった。そのような朝鮮総督府の警戒体制下にもかかわらず、朝鮮人の生をめぐる



問題については朝鮮である程度公に語ることができた。それはつまり、日本に渡った朝鮮人同胞の安否に関する情報であり、朝鮮ではその安否情報について活発に世論が喚起されたのである。そして、朝鮮からの朝鮮人調査委員の現地派遣を試みようとしていた。

そこで本論文では、まず関東大震災発生直後の朝鮮社会の状況を概観した上で、第一に、震災情報に接した朝鮮社会の不安と緊張の様子を、当時撮影され上映もされていた震災記録映画と在朝日本人の「自衛団」を取り上げて、その一面を描いてみたい。第二に、関東大震災後における朝鮮人の救済活動と安否調査に着目し、それらがどのようなものだったのかを検討したい。

1. 震災情報の流入や人びとの移動

(1) 震災直後の報道と朝鮮語新聞

朝鮮で初めて震災に関する報道があったのは、地震発生の翌日9月2日だった。当初は「濃尾地方」(愛知や岐阜周辺)で地震があったなどと情報が錯綜していたが7)、翌3日には、「東京市街ほぼ全滅」、「横浜市は全滅か」などと関東地方で大きな地震があったことが報道された8)。それ以降、地震の被害の状況が朝鮮にも本格的に伝えられるようになった。

朝鮮総督府警務局では、震災発生直後から震災に関する情報を収集しており、9月2日の深夜2時には、東京市内で火災や建物の崩壊などといったより詳細な情報が入ってきていた。朝鮮総督府警務局長の丸山鶴吉は、次々に来る各地からの電報を一括し、9月2日に総督官邸を訪問して斎藤実に逐一報告をしている。丸山鶴吉の回顧によると、内地から送られてくる情報や電報は、朝鮮では最初に朝鮮総督府警務局が「いち早く知ることの出来る」ようになっていたという。)。

一方、朝鮮総督の斎藤実は、地震発生当日午後2時からソウルの光化門電話分局で開催された京城中央電話局開始の披露宴に政務総監の有吉忠一らとともに参加していた100。斎藤実の日記によれば、斎藤実は1日午後10時半の時点で、関東地方で地震が発生したことを確認している110。そして翌2日には、斎藤実は朝鮮総督府の官僚と「親日派」朝鮮人と面会している120。具体的な内容については知ることができないが、朝鮮総督府関係者が震災発生後に出張命令を受けて被災地に向かったことを考えれば、震災対応に関する話し合いがおこなわれたものと考えられる。その結果、情報収集や現地事務担当などのために、朝鮮総督府文書課長の倉橋鋕、参事官の鵜澤憲、技師の笹慶一などが被災地に相次いで派遣されている130。

朝鮮人側の反応を見てみると、例えば『朝鮮日報』は、9月3日付の「号外」で震災に関する記事を発行しようとしたが、治安当局の検閲によって発行することができなかった。押収された記事の見出しは「横濱にも $\overset{\circ}{\bigcirc}$ 事件勃發」とあるが、その内容は欠落しているために確認することができない 14)。同日付の内地の新聞を見てみると、「横濱地方ではこの機に乗ずる $\overset{\circ}{\bigcirc}$ 上鮮人に対する警戒頗る厳重を極む」という情報を伝えているように 15 、押収された朝鮮日報の記事の内容は、おそらく「朝鮮人暴動」に関する流言だったのではないかと推測される。東亞日報も朝鮮日報と同じように、9月4日付の「号外」で内地で飛び交っていた流言を「日本各地に $\overset{\circ}{\bigcirc}$ 」と題し記事化しようとしたが、治安当局の検閲により発行できなかった 16 。

このように震災の情報を公にさせるか否かをめぐって、朝鮮語新聞と治安当局がせめぎ合いつつある中で、東亞日報は9月3日に「念慮される朝鮮人の消息」と題して、「東京附近に散在する数千の学生と労働者、彼らの生死存没は果たしてどうなっているのか」と、日本に渡っていた朝鮮人同胞の安否を懸念している記事を掲載したりもしていた 170。また朝鮮日報も同様に、「私たちの親族の安否はどうか?」と9月4日に記事を掲載して、朝鮮人同胞の安否を心配していた 180。朝鮮日報は特派員を被災地に9月3日に派遣したことを記事で伝えているが、管見の限り、特派員の動向がその後紙面で伝えられた様子は見られず、実際に日本に渡航できたのかどうかも確認できない 190。一方で東亞日報は、後述するように被災地に特派員を派遣していた。それでは、なぜ東亞日報は特派員を派遣でき、9月3日付の早い段階で日本にいる「朝鮮人の消息」を心配する記事を掲載したのだろうか。

おそらく9月2日の時点で、東亞日報は独自のルートで情報を得ていたのではないかと考えられる。東亞日報に対する日本の治安当局の監視記録を見てみると、当時の様子を窺い知ることができる。ソウルの鍾路警察署長が朝鮮総督府警務局長などに宛てた文書の中に、東亞日報社編輯部長の李相協²⁰⁾が「留学生安否兼地震状況視察」のため、9月2日「午後11時発列車ニテ内地ニ向ケ出発スル筈」という情報を送付しているものがある。李相協は、日本に渡航している人の家族400人から「安否取調」の依頼を受けていたようで、安否の「結果ヲ紙上ニテ発表スル」と彼らに伝えたという²¹⁾。また情報が錯綜している9月2日の時点において、日本に滞在している朝鮮人の家族は、彼らの子どもの安否に関する電報が届いているかどうかを確認するために、郵便局に押し掛けていた²²⁾。

東亞日報は特派員を2日夜に派遣したことを9月6日の社説で伝え²³、その特派員・李相協は同行者2名とともに、3日頃には釜山を出発、下関を経由して、5日には大阪に到着し、そこで缶詰やサイダーなどの支援物資を調達した²⁴。大阪からは、2名の同行者を大阪に留め、地震で被害のあった東海道の陸路ではなく船を利用して横浜まで1人で向かった。そして9日に横浜、東京に到着した²⁵。

李相協は 1922 年の中津川朝鮮人虐殺事件 ²⁶⁾ が発生した際、特派員としてソウルから日本に派遣され取材した経験がある ²⁷⁾。そのような経験もあり、李相協は関東大震災の情報に接した直後、朝鮮各地から日本に渡って行った留学生と労働者らの安否を真っ先に心配したと、震災から 11 年後に回顧している ²⁸⁾。

このように独自の情報網と経験を活用した結果、東亞日報をはじめとした朝鮮語新聞は、当時日本に滞在していた朝鮮人同胞への関心が高まりつつある中で、地震発生直後には特派員を被災地に向かわせたのであろう。

(2) 朝鮮総督府の警戒

そのような状況下において、朝鮮総督府が最も警戒していたのは、朝鮮社会への震災情報の流入である。 特に朝鮮と中国、朝鮮と日本とのあいだにおける情報の流入と人の移動に対して、朝鮮総督府は警戒体 制を敷こうとしていたのである。

9月3日頃にはすでに、内地から「朝鮮人騒ぎ」の情報、つまり「朝鮮人暴動」等といった流言が朝鮮に伝わってきていた。その時の様子を、丸山鶴吉は次のように記述している。



翌日〔9月2日〕になつても相變らず誇大な新聞電報は來るのであるが、相變らず公報は來ない、依然として不安に裹〔つつ〕まれてゐた。しかも新聞電報は三日の晩頃から掛けて、今度は朝鮮人騒ぎの起つたことを報告し始めた。これは朝鮮にとつて寔に重大なことであると考へた私は、一切この種の新聞報道を禁止する方針を採り・・・(後略)²⁹。(〔〕は引用者注。以下同様。)

上記の丸山鶴吉の回顧によれば、内地からは「誇大な新聞電報」は届くものの、「公報」つまり政府からの情報が伝わってこなかったのだという。このように「新聞電報」の信憑性を確認することができず、「不安」に駆られている治安担当者の心情が読み取れる。

そこで丸山鶴吉は、各道知事宛に「要視察又は要注意人物」を「厳重警戒」するように電報を送り、特に内地との連絡港のある慶尚南道知事には「内鮮朝鮮人〔内地と朝鮮にいる朝鮮人〕」を、中国との国境近くにある各道知事には「国外鮮人」との「往復連絡」に注意するよう、それぞれ別に電報を送っていた300。そして3日以降、治安当局は「朝鮮人騒ぎ」に関する新聞報道を禁止する方針を採り、「極端な電報」を「全部没収して新聞に渡さなかった」り、朝鮮に入って来る「内地の地方新聞」を「全部差押へ」たり、「大連其他の新聞が逆輸入される」ことのないよう、内地から送られてくる「大阪中央郵便局発信の電報」を「全部没収する」よう努めた310。

その後すぐに、治安当局は「言論取締に付ては今回の震災に伴ひ、内地に於て暴動又は不穏事變発生したる旨の一切の記事は、之を新聞紙に掲載することを禁止」し、朝鮮における情報統制を通じた警戒体制を整えようとしていた 320。その結果、朝鮮語新聞の東亞日報や朝鮮日報は、震災に関する報道をめぐって、治安当局の検閲・弾圧をたびたび受けるようになった 330。

一方内地では、9月4日の「閣議決定」により「下関に於て朝鮮人入国を拒絶する」方針が採られ 34 、内務省の主導の下、下関で朝鮮人の「入国」を阻止し始めた。そして朝鮮総督府は内務省と協議した後 35 、朝鮮でも同月6日から朝鮮人の渡日阻止を実施するようになった 36 。また、流言や虐殺事件に関するうわさが朝鮮社会で広がりつつある中で、渡日をためらう人びともいただろう。そのようなさまざまな理由によって、朝鮮人の渡日数は 1923 年1月から8月までの月平均が1万人を超えていたのが、同年9月以降は月平均が1,000人以下と激減することになる 37 。

内務省からの通牒により、朝鮮人の渡日を見合わせるよう、彼らに「勧説」する要請を受けた丸山鶴吉は、9月8日に「談話」を発表した。その内容は、朝鮮人が渡日することを阻止するのは日本に行き途方に暮れないよう「朝鮮人保護」のためにおこなっているというもので、「人心が鎮静し秩序が立つまで」は渡日を「見合す」よう、朝鮮人に呼びかけるものだった 38)。

朝鮮総督府・内務省による日朝間の朝鮮人渡航阻止体制が整いつつある状況の中で、東亞日報の李相協が日本に渡航できたのは、おそらく上記のような措置が実施される前だったためであろう。その後、朝鮮では後述のように被災地での調査を目的とする団体が多く結成されるが、李相協以外のほぼすべての朝鮮人の個人・団体は内地に渡航することが許されなかった。

他方で、日本から朝鮮への人の移動は防ぐことができず、震災後に多くの朝鮮人が日本から朝鮮に帰還していった³⁹⁾。例えば、被災地から初めて帰還した朝鮮人留学生に対して、朝鮮人側は彼らのインタビュー記事を掲載しようとしたり、体験談を語る講演会を開催しようとしたが、朝鮮総督府はことごとく、

これらを厳しく弾圧した ⁴⁰。しかしながら、その後も日本から朝鮮への情報・人の流入、移動は多く見られ、その中で流言のみならず、朝鮮人虐殺の情報も朝鮮に伝わってくるようになった ⁴¹。

これを受けて、丸山鶴吉は「内地より帰来せる者の言動に特に注意し、之に関する演説会其他の集会の如きものは絶対に禁止する様、御取計を乞ふ」ように、各道知事に厳重な警戒体制を敷くよう指示を出している 420。また朝鮮総督府警務局は、朝鮮人の帰還を「最モ考慮ヲ要スヘキモノ」と認識しており、同時期の朝鮮人帰還者の調査表を内部で極秘に作成して各関係機関で共有し、朝鮮人帰還者が急増していることを警戒していた 430。

このように、震災発生後の朝鮮社会への震災情報の流入や人びとの移動というのは、植民地朝鮮の治安当局にとっては「不穏」なものであり、そして朝鮮にいる多くの人びとを不安に陥れ、緊張させていった。その点を次に見てみよう。

2. 朝鮮社会の不安と緊張の交錯

(1) 震災記録映画の上映

朝鮮における震災に関する情報は前述のように、新聞報道と人びとの口コミによるものが大半だった。ラジオ放送がまだ開始されていなかった当時、新たなメディアとして注目を浴びはじめていたのが、映画だった。震災直後、内地では震災記録映画が制作され、内地のみならず、朝鮮でも上映されていた440。当時内地で制作された「関東大震災実況450」(撮影:日活、1923年、20分)の元になったフィルムの一部を複製し上映したものだと考えられる460。当時の震災記録映画は、「複製に次ぐ複製がとりわけ激しく繰り返された」ものだったといわれている470。朝鮮には、ソウル・仁寺洞の朝鮮劇場(1922年開館、1936年閉館)の館長の黄元均によって持ち込まれ、「関東大震災実況」の「第一報」が朝鮮劇場で初めて上映された480。黄元均によって持ち込まれたフィルムもまた、おそらく複製によるものだったのではないかと考えられる。それ以降、「東京震災実況」と題して「第二報」「第三報」と、朝鮮各地で上映会が開催された490。

当時朝鮮における映画館は、例えばソウルの場合、清渓川の南側では日本人、北側では朝鮮人というように、居住地域が民族別に分かれている場合が多くあった。それゆえに、映画館の運営者、利用者も民族別に分かれていることも多かった500。また当時の無声映画時期においては、映画の説明や解説、効果音などを担当する「弁士」が存在していたが、その言語の違いのために民族別に映画館が分かれていたことも考えられる510。震災記録映画の上映でも民族別におこなわれていた場合が多かったようである520。

各地の上映会の様子を少し見てみよう。日本人側での上映では哀悼の念を抱き涙を流したが、朝鮮人側での上映では拍手をもって迎えたという反応の違いが見られたという 53)。地方では、日本人と朝鮮人とが映画の反応をめぐって交錯する場面もあった。例えば、9月13日に大邱で映画が上映された際、観覧者は数万人に達したが、朝鮮人が「燐寸ヲ摺リ之ヲ内地人ニ投付」けたり、「内地人警察官ニ砂礫ヲ投」げたり、「内地人ヲ拳骨ニテ背後ヨリ小突」いたり、「内地人婦人ノ肩又ハ臀部ニ手ヲ触」る等、「嘲笑的不穏の言動」によって、開始40分で上映会が中止する事件が起こった。また同月18日の義州での上映会でも、日本人と朝鮮人とのあいだで反応の違いが見られ、上映中止となることが起きていた54)。また、



日本人側と朝鮮人側のそれぞれの映画上映会を通じて、被災した同胞を慰問しようという動きも現れ始めていた 550。

このような反応の違いはなぜ生じたのだろうか。そのことを考えるためにも、映画と上映会の内容を確認する必要があるが、残念ながら、その内容を詳細に知り得る史料が現在確認できないため、この問いに正確に答えることが難しい。しかしながら、当時制作された震災記録映画のうち、いくつかは現存しているため、その映画の内容から考えてみたい。

大澤浄によれば、現存する震災記録映画の特徴として、①各フィルムの「オリジナル」が分からない、②現在までどのような変形(削除)や改編(再編集)がおこなわれたかが分からないことを指摘した上で、③複数のルック(画調)を混在させていることが多く、また、各フィルムには互いに同一のショットを数多く含むことを挙げている560。ここでは特に、「各フィルムにおける同一のショットを数多く含む」という指摘を踏まえ、朝鮮で上映されたものとは異なる映像ではあろうが、現在インターネットで視聴可能な『東京関東地方大震災惨害実況570』を通して、当時の震災記録映画の内容に接近してみたい。

『東京関東地方大震災惨害実況』は、1923年9月1日から3日間にわたり、東京の上野駅周辺や静岡・伊豆半島など計27カ所で撮影された。全編音声なしのモノクロ映像である。その内容は、地震による被害の状況が淡々と撮影されており、建物の倒壊や火災によって東京一帯が焼け野原となっている状況や、路頭に迷いながら避難する人びとの様子を確認することができる。中には、桟橋に流れ着く、震災で犠牲になった人びとの死体も映し出されていた。ただ、犠牲者が誰なのか、それは地震による自然災害によるものか、虐殺によるものなのかについては、映像からはよく分からない。つまり、現存する震災記録映画からは、朝鮮人と思われ/せるものが一切登場しないのである58。

このような映像を朝鮮で上映した際、「哀悼の念を抱き涙を流した」日本人の反応は、焼け野原と化した東京の被害の状況や、その東京の街で路頭に迷いながら避難している人びと、あるいは犠牲になった人びとを映像で目の当たりにしたことから生まれたものだと推測できる。一方、「拍手をもって迎えた」朝鮮人の反応をどのように考えればいいのだろうか。前述したように、震災発生直後から、朝鮮総督府は震災に関する情報を統制しようと試みていたために、場所によっては震災に関する情報がかなり制限されたところもあったり、また身近に日本に渡航した同胞がいなかったことも考えられる。そのため、地震はどのようなものかを理解しておらず、また地震によって多くの朝鮮人が亡くなったことを想像してみることも難しかったのではないだろうか。そのような状況の中で、朝鮮人の中には、「愈鄭氏出てて朝鮮を独立せしむるの年なれは日本震災は現に其の吉兆を示すものなり59)」と、『鄭鑑録』によるものであろう終末思想に基づき、震災の発生に対して「快哉」を叫び、「独立運動の好機」と捉える者もいたため、地震の被害の状況に対し「拍手をもって迎えた」のであろう。

震災直後における朝鮮社会では、錯綜する震災に関する情報をめぐって、日本人と朝鮮人との感情の対立が見られるようになった。記録映画という映像媒体によって、被災地に対するイメージがより具体的になったのであろうが、そのイメージを日本人と朝鮮人のあいだで共有できたわけではなかった。そのような不安と緊張の交錯が、在朝日本人たちに「自衛団」を組織化させていった。

(2) 在朝日本人による「自衛団」の組織化

在朝日本人は、3.1 運動の時と同じように 600、9 月中旬から下旬にかけて「自衛団」の組織化を図っている。とりわけ日本人が多く居住する京城、釜山、大邱、平壌などの都市部において、9 月 15 日前後に「自衛団」の組織化の動きを確認できる 610。例えばソウルでは、内地における朝鮮人虐殺事件に関する情報が徐々に伝わってきている中で、京城在郷軍人会と市民の一部は、朝鮮人による「反動的暴動」が起きることを憂慮し、9 月 15 日前後に「自衛団」を組織化することを計画していた。また大邱の場合は、商業会議所が中心となって「秘密会議」を開き、万が一「暴動」が発生したら、「自衛」上執るべき方法・手段を協議し、準備を進めていた 620。丸山鶴吉によれば、「朝鮮人が水道に毒薬を投じたとか、或は密かに武装して蜂起の計画があるとかの流言が飛び、為めに内地同様の自警団を組織し、釜山においてすら日本刀を携へて水源地を守る者さへあるに至った 630」という。また当時の状況を政務総監の有吉忠一は、次のように回顧している。

鮮人虐殺の報に一般鮮人が昂奮の余り、報復的に在留内地人〔在朝日本人〕の虐殺をやりはしないかと云ふ事であった。当時鮮人の人口は千七百万人、在留内地人は四十万人を数へたが、駐在兵力は二個師団に過ぎず、若し事を好む無類の鮮民が暴行の端を開き、夫がモツブ〔mob、群衆〕化して全〔朝鮮〕半島に蔓延し随所に〔朝鮮人による〕内地人虐殺が行はれる様な事になったら、二個師団の兵力では誠に心細い。夫を非常に心配した 64)。

在朝日本人たちは内地で飛び交っていた「朝鮮人暴動」などの朝鮮人に関する流言を信じ、朝鮮人によって「報復」されることを恐れ、「自衛団」を組織しようとした。内地から朝鮮人が帰還してくる玄関口である釜山では、日本刀を携える人びとが登場するなど、彼らの不安と緊張がより具現化していた。そして治安当局者でもある有吉忠一でさえも、朝鮮人による「内地人虐殺」という「報復」を恐れていたのである。そのような状況を見て、丸山鶴吉は9月18日、「未た具体的動揺なき今日公然此種の計画を為すは反て互に感情の阻隔を来し更に流言蜚語を為すの因となり民心に好ましからさる影響を及す 65)」として、各道知事宛に通牒を発し、「自衛団」の解散を命じている。

震災発生直後、内地の「自警団」は他者を「警める」ために組織されたものであったが、朝鮮の「自衛団」は文字通り自らを「衛る」ために組織されたものであった。つまり、内地では多数の日本人「自警団」によって朝鮮人虐殺がおこなわれたとするならば、朝鮮では日本人が少数であったために、内地での虐殺事件に対する朝鮮人の「報復」から日本人「自衛団」によって「衛」ろうとしていた。震災後における日本人の朝鮮人に対する反応は、一方では攻撃し、他方では守備をするという一見正反対の反応を示しながらも、植民地支配における支配者・植民者の被支配者・異民族に対する不安と緊張が日朝のあいだで同時に表面化したともいえるだろう。



3. 朝鮮人の安否をめぐる動き

(1) 救済活動

朝鮮社会において不安と緊張が交錯する中で、朝鮮人側の不安は別のところにもあった。錯綜する震災情報の中には不確かな情報も多く含まれており、自らの家族や知人などの安否を知りたいという動きが見られ始めた。そこでこれらの不安を解消するために、朝鮮人自らが震災に関する情報を収集し、さらには被害に遭った朝鮮人を救済しようという動きが現れ始めた。

震災に対応して朝鮮で最も早く作られた朝鮮人団体は、「在京城日本留学生会」(以下、留学生会)だった 660。1920 年代前半当時、日本に留学した朝鮮人の留学先の 9 割が東京だったため 670、最も早く動いたのであろう。夏休みに帰省中の留学生ら約 30 名が中心となって 9 月 4 日に発起し、6 日には 100 名が天道教堂に集まり、調査委員 3 名と常務委員 5 名を選抜し、救済方針を発表した。日本に派遣する調査委員 3 名の旅費などに充てる「救済金」の募集を呼びかけると、即座に 66 円 20 銭、後日納入申込として 83 円 50 銭が集まった。6 日から朝鮮人の日本渡航が禁止されたため、彼らは「旅行者往復ノ権利ヲ図ル為メ世論ヲ喚起シ現在ニ於ケル当局ノ取締ヲ緩和ナラシムル事」を要求した 680。

7日には留学生の家族を中心に「在東京留学生父兄会」(以下、父兄会)が発足した。400名が開会を待っていたが、警察は留学生とその家族だけを出席させ、労働者の家族や傍聴者は退場させた。父兄会の集会では、常務委員10名を選出した後、救済方針を負傷者に対する手当て、食糧支給、安全地帯への救出などを決め、2人の留学生委員を派遣することを決定した。「救援金」と委員出張の旅費に充てるため、家族一人当たり10円以上の寄付を募ったところ、その場で現金99円、後日納入申込が204円に達した⁶⁹⁾。

地方においても同様の動きがあった。例えば咸興では、留学生の家族約 40 名が 3 日、東亞日報咸興支局で会合し、調査・救済委員の派遣を試みたが、治安当局に許可されなかった 70)。平壌でも留学生や家族などが平壌 YMCA に事務局を置いて「日本留学生会」を発足させたが、こちらも被災地への委員の派遣が許可されなかった 71)。特に平壌は当時ソウルとともに、最も「不穏な空気の漲っていた 72)」地域であり、治安当局は厳重に警戒していた 73)。ほかにも、開城、錦山、仁川、全州、晋州などでも同様の団体がつくられたが、それらの地域からの朝鮮人の調査・派遣はすべて許可されなかった 74)。

そして留学生団体以外にも、朝鮮人団体が組織された。9月7日、「在東京罹災朝鮮人臨時救済会」の発起会が開かれ、翌8日に発起人92人が名を連ねて、「東京地方罹災朝鮮人救済会」(以下、救済会)が正式に結成された⁷⁵⁾。事務所はソウルの慶雲洞にある天道教中央大教堂に設置し、義捐金の募金期間を9月末までとした。東亞日報の報道や広告を通じて、活動の情報をほぼ連日掲載した。

被災した朝鮮人の救済を目的として、前述の留学生会とも連携し、被災地における調査を予定していた。 実行委員は以下の 15 名が選ばれた。

委員長: 兪星濬

委員:高元勳、李範昇、朴勝彬、張友植、洪泰賢、金炳喜、趙南駿、李潤載、李仁、宋鎭禹

会計:張斗鉉

常務委員:辛泰嶽、崔麟、任政鎬 76)

救済会の実行委員を見てみると、兪星濬は朝鮮総督府中枢院参議などを歴任した人物として知られ、民立大学設立期成会などに関わっていた。高元勳は普成専門学校の校長、朴勝彬と李仁は弁護士として活動中であった。そして宋鎭禹は東亞日報の社長、崔麟は天道教の重鎮として活動しているなど、「親日派」を含めた朝鮮社会の各界における朝鮮人有力者が多かった。

このように救済会を発足したことについて、東亞日報は以下の社説を通して、朝鮮社会に広く呼び掛けている。

(前略)・・・朝鮮人を迫害したことは事実であったし、この迫害の原因と程度は果たしてどうだったかということは、杳然〔ようぜん。はるか遠いさま〕としてその真相を知ることができない。

・・・(中略)・・・被災同胞の状況調査と慰問の使命を帯びて、急遽赴往せる本社特派員は、未だにその〔被災同胞の〕消息は漠然としているが、最善の努力を尽くして、満天下同胞の期待に答えるであろうことを確信する。だが同胞は一刻も早くその安危を知りたがっているし、また1万人余りの罹災同胞に対して、僅か2,500円の物資では、到底、応急の処置にもたないことは勿論である。したがって、今回の東京在留朝鮮人同胞救済会が発起されたことによって、広く義捐の募集に着手するようになったのであって、同胞の赴急救難〔急いで赴き難を救うことの意〕に鑑みて、翕然〔おうぜん。多くのものが一つに集まるさま〕たる同情が集中することを切に期待するものであるで。

この社説からは、現地で被害状況の調査をしている特派員の活動と連携して、救済会の活動を活発化しようという意図が窺い知れる。また、ここで「虐殺」ではなく「迫害」と表現しているのは、前述した留学生の証言に対する朝鮮総督府の監視にも見られるように、朝鮮人虐殺を直接的に表現するような言動に対しては、朝鮮総督府による検閲・弾圧があったためである。また「迫害」とあえて表記することにより、「虐殺」をほのめかすような意図があったのかもしれない。

そのため、朝鮮総督府は鍾路警察署を通じて、「今回東京二於テ鮮人虐待セラレ尚過酷ナル取締ヲ受ケ居ルニ対シ材料ヲ募集シ与論ヲ喚起シ当局ニ対抗ス可ク調査ニ籍ロシ実情ヲ査察セシムルニ努メツゝアリ」と彼らの活動を警戒していた 78)。そこで救済会は、兪星濬、李範昇、朴勝彬を交渉委員として選出し、鍾路警察署と交渉を始めた 79)。その結果、一般の人びとからの募金を受け取らない代わりに、救済会の発起人同士の「同情金」のみを集めることに合意した 80)。治安当局は一般の人びと、朝鮮社会への広がりを警戒していたのである。

上記の交渉によって、活動をひとまず続けることができたが、結局、治安当局の思惑通りに、彼らの 団体活動は弱体化していくことになる。例えば留学生会は、これまでに作成した東京の留学生名簿を、東京にある朝鮮留学生学友会に送り、そして集めた義捐金 161 円 70 銭のうち、100 円は東亞日報特派員の旅費として、14 円 60 銭は雑費として、残りすべての 47 円 50 銭は救済会に寄付したことで、解散することを決めた 81)。また救済会は、これまで集めた義捐金 3,288 円 50 銭のうち、200 円は釜山に上陸した罹災同胞の救済費として、63 円 95 銭はソウルに帰ってきた罹災同胞の救済費と雑費として、



1,024 円 55 銭は残務処理委員が保管することになった。そして 2,000 円を、被災地で活動している東 亞日報特派員の李相協と東京基督教連合会の呉基善牧師の 2 人に渡し、彼らに救済事務を委託すること によって、救済会は解散することになった 820。「自発的」に解散したとはいえ、治安当局による度々の 妨害と弾圧があったことを鑑みると、事実上の強制「解散」であったといえるだろう。

以上のように朝鮮人による救済活動は、朝鮮総督府の妨害と弾圧によって継続することが難しくなってしまった。そして集められた募金や名簿等は、朝鮮から内地へ渡航することのできたほぼ唯一の朝鮮人である東亞日報特派員による朝鮮人安否調査活動に引き継がれることになる。

(2) 朝鮮人安否調査

地震発生後の1923年9月から10月にかけての約1か月間、朝鮮では、震災による朝鮮人の安否に関する情報=朝鮮人生存者名簿が朝鮮語新聞を通じて発信されていた。その中で、東亞日報は地震発生後早くから朝鮮人同胞の安否を心配し、独自の調査活動をおこなっていた。

震災発生直後、朝鮮から被災地に派遣された李相協は、被災した朝鮮人同胞の慰問とともに、朝鮮人の安否にかかわる調査活動をおこなっていた。李相協は9月9日に被災地に到着すると、関東戒厳司令部、内務省、警視庁、朝鮮総督府東京出張所、朝鮮人避難場所などを訪問し、多くの朝鮮人と日本人に接触した83)。李相協はこのように多くの人びとと面会しているが、当時の記録があまり残されていないため、朝鮮人安否調査活動の全体像をすべて明らかにすることは難しい。しかし、外務省関係者とのやりとりが外務省記録に残されており、活動内容のみならず、李相協の認識を一部垣間見ることができるので、その内容を以下見てみよう。

李相協は9月13日、宿泊場所の斡旋と習志野収容所に「保護」されている朝鮮人の状況などを調査するために便宜供与を申し出ようと、元外務省中国語通訳官・記者の小村俊三郎 84)と外務省亜細亜局第三課長の坪上貞二 85)を訪問した 86)。そして彼らとの談話では、震災による朝鮮人の死者の原因が「壓死」「焼死」のみならず「大多数ハ殺害セラレタル」ことを前提に述べた上で、朝鮮人「迫害」の原因として、以下のような内容を挙げている 87)。

- ①朝鮮人を被征服者とみなし、彼らを蔑視し下等民族とみなす習性がある。震災下の流言は朝鮮人に対してのみで、欧米人に対しては同じような迫害をおこなったのだろうかと反問した。
- ②内地の新聞紙上では「鮮人」といえば、常に「独立運動」、「不逞の途」とみなし、そのことのみ 日本に紹介している。
- ③多数の朝鮮人労働者の渡日によって、日本人労働者の嫉妬、反感が生じつつある。
- ④日本人の民心が興奮した際、治安当局者が流言飛語の拡散防止に努めていなかった。

李相協はこのような点を述べた上で、震災当時の朝鮮人に対する日本の軍隊や警察、自警団の「迫害 行為」は「全ク常軌ヲ逸セルモノ」というべきで、日本政府は「事態ノ眞相ヲ率直ニ公表」し、「常軌ヲ 逸シタル迫害者ヲ適宜處罰スル」こと等の方策を採るよう抗議していた⁸⁸⁾。「虐殺」ではなく「迫害」 と表現しつつも、この談話の9月13日の時点において、すでに李相協は、朝鮮人がただ迫害にあった だけでなく虐殺させられたことを見聞きし、その事実を確信していた。談話の中には、以下の内容も含まれていた⁸⁹⁾。

- ⑤横浜では多数の朝鮮人が殺されていることを耳にしたが、官憲は「掠奪を為すものは之を撲殺すべき」だとしていた。また海上から避難する朝鮮人約700名を見かけた。
- ⑥震災発生後には多くの朝鮮人が避難したが、そのうち川口あるいは品川方面に避難しようとした 朝鮮人はいずれも殺された。本郷、駒込などで聞いた日本人によれば、「放って置けば悪い事をす るから殺したんです」と語る者もいた。東京を離れ、関西に避難した朝鮮人は300名くらいいる ようだ。

9月9日に被災地に入り、談話のあった9月13日の約5日間に、朝鮮人虐殺に関する情報を実際に聞き、また「虐殺」を証言する者と会ったり、「虐殺」から逃れようとする者を見かけたりするなど、李相協はこの時点でかなりの情報を得ているものだと考えられる。そして虐殺の責任は日本政府にあるということも強調している。もし日本政府が「満足ナル善後措置」を講じなかったならば、李相協はアメリカに渡航し、これらの「非行」を糾弾する覚悟にあるとも述べていた 900。

日本の治安当局はこのような李相協の言動を監視しながら、彼にすぐに朝鮮に帰るよう圧力をかけていたが、彼は安否調査活動を継続した。当時、関東戒厳司令部は李相協をこのまま生かすかあるいは殺すかどうかを議論したようだが、殺害による朝鮮の治安の悪化を懸念していた阿部充家 91) が関東戒厳司令部と交渉し、「朝鮮人虐殺事件を口外しない」という条件で、李相協が無事に朝鮮に帰れるように便宜を図ったといわれている 92)。それほどまでに、朝鮮人虐殺事件が朝鮮社会、そして朝鮮人に伝わることを治安当局は恐れていたのである。

李相協は9月14日に第1回調査結果を発送し、救済会が発足してから2週間後の9月22日、その第1回安否調査結果である朝鮮人生存者情報が東亞日報の紙面に掲載された。調査結果には、各避難所別に本籍地、名前、年齢が記載され、約350名の朝鮮人生存者名簿が記載された⁹³⁾。つづいて、翌々日24日の第2回調査結果では、調査した留学生の情報のみならず、労働者についても掲載されたが、労働者の情報については彼らが「保護」されている警察署や収容所などを管轄している治安当局の調査によるものだと伝えていた⁹⁴⁾。

そして9月24日の第2回安否調査報告を受けて、東亞日報は「東京罹災朝鮮人の処置について―― 速やかなる解放を望む」と題する社説を以下のように掲載した。

本社特派員の調査した報告は、第一、第二の通知に限られていて、その後の報告は今後続けて到着することだと思われるが、過般、震災の不可抗力に対する直接の被害は、意外に少なかったことを吾人は甚だ幸いに思う。現在、[日本] 在留同胞の大部分は各処〔収容所や警察署など〕に収容され、東京市と日本文部省の食糧配給を受けている最中である。本社特派員はこのために昼夜奔走しているし、決して万一の違算などは無いものと確信している。ただ、罹災同胞の帰還を極力制限したり、あるいは各地の収容所で未だに拘束を解かれずにいることは、吾人としては、その真意如何を解釈



し難い。

・・・(中略)・・・東京在留朝鮮人罹災者に対し、一時の応急策として収容の処置に至ったことは、その動機にやむを得ざるものがあったかどうかは知るべくもないが、すでに事態の真相が漸次明らかになり、朝鮮人に対する恨みも無根の浮説に過ぎなかったし、また、相互の誤解が一掃された以上、保護に憑籍して〔名をかりて〕、ほとんどの朝鮮人を拘束する必要はなく、速やかに各自の自由を解放することを切望するものである 950。

東亞日報は社説を通じて、被災地での安否調査は順調におこなわれており、その調査は「決して万一の 違算などは無い」と自信をもって伝えている。その一方で、被災地で朝鮮人の状況を目の当たりにした 李相協は、朝鮮人同胞の慰問や安否調査活動をしながら、「事態の真相」や「朝鮮人に対する恨みも無根 の浮説に過ぎなかった」ことが明らかになりつつあることを知り、そのことを社説が代弁してもいた。 つまり、「事態の真相」=朝鮮人虐殺と「朝鮮人に対する恨み」=朝鮮人流言は「無根の浮説」=デマで あるということが、被災地における李相協の調査活動によって朝鮮人側にも把握されようとしていたの である。東亞日報は治安当局に対して、被災地における朝鮮人を「保護」という名をかりた「拘束」す る必要はなく、速やかに「解放」するよう抗議していたのである。

結果として東亞日報では、9月22日の第1回から翌月8日の第6回にわたって、合計1,278名の朝鮮人生存者名簿を紙面上で掲載することができた。しかしながら、東亞日報の特派員による6回目の安否調査報告(1923年10月8日)を最後に96、朝鮮人安否調査をはじめとした朝鮮人による真相究明活動は、一旦中断せざるを得なくなった。

口 京城日報 毎日申報 東亞日報 朝鮮日報 掲載人数 第1回 9/22、4面 354 第2回 9/24、4面 245 第3回 9/30、3面 272 第4回 10/1、3面 77 第5回 10/5、4面 246 第6回 10/8、2面 84 合計

表 1 朝鮮各紙における安否調査に関する記事の掲載日付(東亞日報社)

注1:掲載人数は、姓名が明記されている者のみを算出した。一部、安否・行方不明者なども含む。

このように朝鮮人による救済活動や安否調査が活発化する中、朝鮮社会では、自らの家族の安否を心配して、被災地に行こうと試みる朝鮮人が多くみられるようになった。そのような状況の下、朝鮮人側から「内地人は自分等の子弟を憂へて続々と出かけて行くについては何等制限しないのに、朝鮮同胞にのみ制限を加へるのは餘りに人情を辨へぬものだ 97)」という抗議が寄せられ始めた。丸山鶴吉はこのような抗議に対し、「何とかして早く、安否を知る方法を講じたいと思う。全道各警察署へ通牒して、その管内の東京留学生の住所の調査報告を命じた」という談話を新聞紙面で発表して、対応せざるを得ない

状況になったのである 98)。

その結果、東亞日報の調査と同じ時期に、朝鮮総督府も独自に被災地の警察署や収容所で「保護」された朝鮮人労働者を中心に、安否調査を開始したのである。朝鮮総督府は同東京出張所による調査結果を、1923年9月23日から10月17日にかけて、朝鮮語新聞の毎日申報、朝鮮日報、東亞日報にほぼ連日掲載する形で公表し、各地の朝鮮人生存者名簿を紙面に掲載した。朝鮮日報や毎日申報の場合、1923年9月23日から10月17日まで、東亞日報の場合も、1923年9月24日から10月17日まで、それぞれ全16回分の朝鮮総督府の調査結果を掲載した。各紙における掲載日付については、表2の通りである。

口	京城日報	毎日申報	東亞日報	朝鮮日報	掲載人数
第1回	\	9/23、5面	9/24、4面	9/23、2面	791
第2回	\	9/26、3面	9/26、4面	9/26、4面	451
第3回	\	9/27、3面	9/27、4面	9/27、2面	620
第4回	\	9/28、3・4面	9/28、4面	9/28、2面	967
第5回	\	9/29、4面	9/29、4面	9/29、2面	313
第6回	\	10/1、4面	10/1、3面	10/1、2面	201
第7回	\	10/3、4面	10/3、3面	10/3、2面	188
第8回	\	10/4、4面	10/4、4面	10/4、2面	803
第9回	\	10/5、7面	10/5、4面	10/5、2面	130
第10回	\	10/6、4面	10/6、4面	10/6、2面	454
第11回	\	10/7、3面	10/7、2-3面	10/7、2面	106
第12回	\	10/8、4面	10/8、3面	10/8、2面	266
第13回	\	10/10、2-3面	10/10、2-3面	10/10、2面	105
第14回	\	10/13、2-3面	10/13、2-3面	10/13、2面	104
第15回	\	10/14、4面	10/14、2-3面	10/14、2面	78
第16回	\	10/17、3面	10/17、2-3面	10/17、2面	87
合計					5,664

表 2 朝鮮各紙における安否調査に関する記事の掲載日付(朝鮮総督府)

注1:「3・4面」とは、3面・4面それぞれに掲載されているという意味である。

注2:「2-3面」とは、2面と3面とのあいだにある「折り目」(ノド)にまたがって掲載されているという意味である。しかしながら、現在確認できるマイクロフィルムや縮刷版、データベースなどでは、「折り目」の部分がほとんど破損している状態で保存・公開されているため、現時点ですべての情報が確認できるのは『朝鮮日報』(データベース、マイクロフィルム)に掲載されたものだけである。

注3:掲載人数は、『朝鮮日報』に掲載されたものを基準として算出した。一部、姓名不明者も含む。

最終的に、朝鮮総督府は東亞日報よりも多くの朝鮮人生存者情報を調査し公表することになった。それは、朝鮮人がこれ以上独自の真相究明調査を実施しないために、単純に朝鮮人側の情報を統制するだけでなく、朝鮮総督府が自ら調査する形で、朝鮮人虐殺を隠ぺいしようと試みたのではないかと考えられる。つまり、安否調査にともなって明らかにされてしまう「朝鮮人虐殺事件の真相」が朝鮮社会に知れ渡ることを、朝鮮総督府は恐れていたのであろう。



その結果、朝鮮総督府でさえも、自ら朝鮮人のみを対象とした安否調査を実施せざるを得なかった。 それほどまでに、関東大震災における朝鮮人の安否は、当時の朝鮮社会にとって無視できない、敏感な 問題であったのである。

おわりに

以上のように、渡日している朝鮮人同胞の安否に対する心配から始まった植民地朝鮮における関東大震災に対する朝鮮社会の反応は、被災地からの朝鮮人の帰還を経て、渡日している朝鮮人の安否に関心が集まっていく。そして朝鮮人自らが、震災に関する情報を収集し、被害に遭った朝鮮人を救済しようという活動を展開し、朝鮮人の安否調査も実施した。

朝鮮総督府は、救済活動や安否調査活動のような動きに見られるように、被災「同胞」のために朝鮮人社会が団結するような運動が朝鮮全体で展開されることを非常に恐れていた。その恐れはまさに、1919年の3.1運動の再来に対する不安の現われであったのではないだろうか。それはまた、被災地における朝鮮人安否調査活動をする中で朝鮮人虐殺という事実を知り、朝鮮社会に喚起しようとする李相協に対する治安当局の対応にもよく現れていた。

結果的に、関東大震災における朝鮮人安否調査は、朝鮮人同胞の生を十分に明らかにすることができなかった。しかし、朝鮮人たちはその真相をさらに明らかにしようと、その後「在日本関東地方罹災朝鮮同胞慰問班」を結成し、さらなる真相究明活動を展開していったのである。

10月半ば頃から朝鮮で、「至る處憤懣の気分が漲り、何となく重苦しい、険悪な空気が充満 99)」し始めていた。その原因のひとつが、当時口コミで広がりつつあった朝鮮人虐殺事件をめぐるものだったといわれている。朝鮮社会はその後、関東大震災朝鮮人虐殺をどのように受け止めたのだろうか。その点は、稿を改めて論じることにしたい。

注

- * 本稿は、「第9回 RiCKS & DOCKS 次世代研究者フォーラム」(於:立命館大学、2014年8月3・4日)と「第2回朝鮮半島研究国際学術会議」(於:中国・延辺大学、2019年7月26日)における報告と議論をもとに、大幅に加筆・修正したものである。
- 1) 高峻石「関東大震災時の朝鮮国内世論」『アジアの胎動』6号、1979年2月;高崎宗司「関東大震災・朝鮮での反響」『季刊三千里』36号、1983年11月;李錬「第6章第4節 関東大震災と朝鮮における言論統制」『朝鮮言論統制史――日本統治下朝鮮の言論統制』信山社、2002年;李修京「関東大震災直後の朝鮮人虐殺と日韓報道」『山口県立大学國際文化學部紀要』10号、2004年3月;성주현「관동대지진 직후 재일조선인 정책 식민지 조선 언론을 중심으로」청암대학교 재일코리안연구소 편『재일코리안에 대한 인식과 담론』선인、2018 년。
- 2) 田中正敬「関東大震災と朝鮮人の反応——その意識を考察する手がかりとして」『人文科学年報』35号、2005年3月; 이진희「관동대지진을 추도함 일본 제국의'불령선인'(不逞鮮人)과 추도의 정치학」『아세아연구』131호、2008년3월; 丸本健次「関東大震災に対する植民地朝鮮での反応」『アジア民衆史研究』10集、2008年6月; 이진희「간토대학살의 기억과 냉전・식민주의의 망령」도시환 외 지음『한일협정 50년사의 재조명V-한일협정 50년의 성찰과 평화공동체의 모색-』역사공간、2016년。
- 3) 이형식「중간내각 시대 (1922.6-1924.7) 의 조선총독부」『東洋史學研究』113 호、2010 년 12 월;李炯植『朝

- 鮮総督府官僚の統治構想』吉川弘文館、2013 年;藤井絢「関東大震災時の朝鮮人虐殺と朝鮮総督府――朝鮮における報道規制と記憶の統制――」『二十世紀研究』19 号、2018 年 12 月。
- 4) 洪善杓「関東大震災に対する欧米在住韓人の対応」『コリア研究』5号、2014年3月;李明花「関東大震災と 韓国独立運動」『コリア研究』5号、2014年3月。
- 5) 성주현「1923년 관동대지진과 국내의 구제활동」『한국민족운동사연구』81 집、2014년 12월; 성주현「식민지 조선에서 관동대지진의 기억과 전승」『東北亞歷史論叢』48호、2015년 6월; 김강산「관동대학살에 대한 조선인들의 인식과 대응 사건 이후 조선에서 결성된 단체를 중심으로 | 『史林』60호、2017년 6월。
- 6) 裹始美「関東大震災時の朝鮮人留学生の動向」関東大震災 90 周年記念行事実行委員会編『関東大震災 記憶の 継承――歴史・地域・運動から現在を問う』日本経済評論社、2014 年。
- 7) 『京城日報』1923年9月2日付、朝刊。
- 9) 丸山鶴吉『五十年ところどころ』大日本雄辯会講談社、1934年、344~346頁。
- 10) 『京城日報』1923年9月2日付、朝刊。当該記事にはその時の様子が写真で掲載されている。
- 11) 노주은「關東大地震과 朝鮮總督府의 在日朝鮮人 政策 總督府의 '震災處理'過程을 中心으로 -」『한일민족문제 연구』12 집、2007 년 6 월;『斎藤実日記』1923 年 9 月 1 日付(『斎藤実関係文書 書類の部 2』208-65(国立 国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 12) 日本人は、有吉忠一(政務総監)、倉橋鋕(文書課長)、原静雄(土木部長)、志賀潔(総督府医院長)、菊池謙譲(日本人記者)のほか、朝鮮人は、申錫麟、閔泳綺、朴箕陽、徐相勛、李熙斗、宋鎭禹、尹德榮、李軫鎬、閔大植が出席していた(前掲『斎藤実日記』1923年9月2日付)。
- 13) 9月1日付、倉橋鋕(朝鮮総督府事務官)(東京、大阪、名古屋);9月3日付、上瀧基(朝鮮総督府事務官)(東京);9月3日付、鵜澤憲(朝鮮総督府参事官)(東京);9月5日付、笹慶一(朝鮮総督府技師)(東京);9月7日付、三井榮長(朝鮮総督府技師)(東京、神奈川)らが派遣されている(『朝鮮総督府官報』3321号、1923年9月5日付;『朝鮮総督府官報』3322号、1923年9月6日付;『朝鮮総督府官報』3324号、1923年9月8日付;『朝鮮総督府官報』3325号、1923年9月10日付)。
- 14) 朝鮮総督府警務局図書課編『秘 諺文新聞差押記事輯録(朝鮮日報)』朝鮮総督府警務局、1932年、88頁。
- 15) 『大阪朝日新聞』1923年9月3日付、朝刊。
- 16) 朝鮮総督府警務局図書課編『秘 諺文新聞差押記事輯録(東亞日報)』朝鮮総督府警務局、1932 年、109 頁。
- 17) 『東亞日報』1923年9月3日付。
- 18) 『朝鮮日報』1923年9月4日付。
- 19) 『朝鮮日報』1923年9月4日付。
- 20) 李相協(1893-1957年)は普城中学校と官立漢城法語学校で学び、1907年には慶応義塾大学に留学。1912年に朝鮮に帰国。1913年『毎日申報』記者となる。その後、同新聞編輯部長を務め、1919年退社。1919年頃から『東亞日報』創刊に携わり、1920年創刊時に『東亞日報』へ。常務取締役、政治、編輯部長などを歴任、1924年辞任。その後、『朝鮮日報』、『時代日報』、『中外日報』などで言論活動をおこなった(「李相協履歴書」(東亞日報社所蔵)、임중빈・조미은「李相協」『한국민족문화대백과사전』(https://encykorea.aks.ac.kr/)、白岳山人「覆面客의人物評、捲土再來의李相協氏」『三千里』10 권 12 호、1938 년 12 월などを参照)。
- 21) 京城鍾路警察署長→朝鮮総督府警務局長・警察部長・京城地方法院検事正、京鐘警高秘第 10066 号「京内状況報告ノ件」(1923 年 9 月 2 日付) 所収の「第 3 報 東亞日報記者東上ノ件」(1923 年 9 月 2 日 22 時 15 分)(『關東ノ震災ニ對スル情報』(『京城地方法院検事局編綴文書』(국사편찬위원회所蔵)。本文書は現在、韓国・国史編纂委員会が運営している「한국사데이터베이스」(http://db.history.go.kr/)で公開されている)。
- 22) 京城鍾路警察署長→朝鮮総督府警務局長・警察部長・京城地方法院検事正、京鐘警高秘第 10066 号「京内状況報告ノ件」(1923 年 9 月 2 日付) 所収の「第 4 報」(1923 年 9 月 2 日 23 時 30 分)(前掲『關東ノ震災ニ對スル情報』)。
- 23) 『東亞日報』1923年9月6日付。
- 24)『東亞日報』1923 年 9 月 7 日付;「秘 李相協(東亞日報社)談話要領」(作成日不明)(『変災及救済関係雑件(別 冊)関東地方震災ノ件 朝鮮人問題及其反響 第一』6.3.1.8-17-15(外務省外交史料館所蔵);姜徳相・琴秉洞編『現代史資料(6)関東大震災と朝鮮人』みすず書房、1963 年、328 ~ 329 頁)。
- 25) 『東亞日報』1923年9月11日付;『東亞日報』1970年4月1日付;東亞日報社編『東亞日報社史巻一(1920~1945年)』東亞日報社、1975 년、177~178 等;前掲「秘 李相協(東亞日報社)談話要領」;姜徳相・琴秉洞、前掲書、328~329頁)。
- 26) 中津川朝鮮人虐殺事件とは、1922 年、新潟県中津川の上流に建設中の信越電力株式会社の水力発電所の過酷な 工事現場で働いていた朝鮮人労働者約600名のうち、日本人労働者によって少なくとも12名が虐殺された事



- 27) その時の取材・報告は「新潟の殺人境――穴藤踏査記」と題して『東亞日報』(1922 年 8 月 23 日から 9 月 4 日) で 12 回連載された。
- 28) 李相協「名記者그時節回想(2) 東京大震災叫特派」『三千里』6 권 9 호、1934 년 9 월、81 ~ 82 쪽。
- 29) 丸山鶴吉、前掲書、346頁。引用文の「朝鮮人騒ぎ」の情報には、これまでの研究では、流言のみならず、朝鮮人虐殺事件も含まれているとみなし、朝鮮人虐殺事件が朝鮮に伝わったのは9月3日としている(召なせ、前掲論文、40 等;藤井絢、前掲論文、131~132頁)。しかしながら、その根拠として引用している丸山鶴吉の回顧によれば、「新聞電報は三日の晩から掛けて、今度は朝鮮人騒ぎの起つたことを報告し始めた」後、9月7日朝、東京にある朝鮮総督府出張所からの電報を受け取り、「朝鮮人騒ぎに續いて勃発した問題の眞相を知つ」たと記述してある。震災直後の内地における新聞報道を見てみると、流言に関しては掲載していたが、報道規制のため、虐殺に関しては掲載されていなかった。それらの点を勘案すると、「朝鮮人騒ぎに續いて勃発した問題の眞相」とは「朝鮮人虐殺事件」のことを示しており、「朝鮮人虐殺事件」と「朝鮮人騒ぎ」とは別のものとして記述していることが分かる(丸山鶴吉、前掲書、346~348頁)。管見の限り、朝鮮人虐殺の情報が朝鮮に伝わってくるのは、被災地から朝鮮人留学生が初めて帰還した9月5日以降であると考えられる(『東亞日報』1923年9月7日付;『朝鮮日報』1923年9月7日付)。つまり、「朝鮮人騒ぎ」とは朝鮮人に関する「流言」のことである。
- 30) 朝鮮総督府警務局編「震災関係警戒取締ニ関スル重要通牒」『斎藤実関係文書 書類の部 1』115-11(国立国会 図書館憲政資料室所蔵)。
- 31) 丸山鶴吉、前掲書、346~348頁。
- 32) 朝鮮憲兵隊司令部→海軍大臣・陸軍大臣・憲兵司令官・朝鮮軍司令官・朝鮮両師団長・鎮海要港部司令官・関東軍司令官・関東憲兵隊長・朝鮮各憲兵隊長、朝憲情秘第36号「震災事変ト鮮内及国境一般ノ状況(9月5日 迄ノ状況)」(1923年9月6日付)(姜徳相・琴秉洞、前掲書、527頁)。
- 33) それらを差し押さえした記事の一部は、朝鮮総督府警務局図書課編『諺文新聞差押記事輯録(朝鮮日報)』(朝 鮮総督府警務局、1932年)、朝鮮総督府警務局図書課編『諺文新聞差押記事輯録(東亞日報)』(朝鮮総督府警 務局、1932年)に日本語訳が収録されている。
- 34) 「震災ニ付テノ処置ヲ為スコトノ件」『閣甲第 143 号』(1923 年 9 月 4 日付)(『公文別録・内閣・大正十二年 〜昭和十九年・第一巻・大正十二年〜昭和八年』(請求記号:別 00231100)(「国立公文書館デジタルアーカイブ」(https://www.digital.archives.go.jp/))。
- 35) 『京城日報』1923年9月4日付、朝刊。
- 36) 『京城日報』1923 年 9 月 8 日付、夕刊。治安当局側は、当時の政策を「法律上何等ノ根據ヲ有セス非常手段トシテ事實上渡航ヲ阻止センモノニ過キ」ないものとして認識していた(朝鮮総督府警務局編『朝鮮の治安状況大正 13 年 12 月』不二出版、2006 年、222 頁)。
- 37) 朝鮮総督府警務局編「関東地方震災ノ朝鮮ニ及ホシタル状況」(1923年12月)『斎藤実関係文書 書類の部1』 115-16 (国立国会図書館憲政資料室所蔵);前掲『朝鮮の治安状況 大正13年12月』。
- 38) 『京城日報』1923 年 9 月 9 日付、夕刊。当初はほぼすべての朝鮮人を制限の対象としていたが、1923 年 12 月 9 日以降、次第に渡航許可の条件が緩和され、1924 年 5 月 31 日をもって、渡日制限の措置はとりあえず「撤廃」された(山脇啓造『近代日本と外国人労働者――1890 年代後半と 1920 年代前半における中国人・朝鮮人労働者問題――』明石書店、1994 年、216 ~ 221 頁; 김광열『한인의 일본이주사 연구 1910-1940 년대』 논형、2010 년、84 ~ 85 쪽)。
- 39) 詳細は、拙稿「関東大震災下における朝鮮人の帰還」(『社会科学』47巻1号、2017年5月)を参照。
- 40) 拙稿、前掲論文、50~51頁。
- 41) 前掲「関東地方震災ノ朝鮮ニ及ホシタル状況」。
- 42) 前掲「震災関係警戒取締二関スル重要通牒」。
- 43) 例えば、外務省外交史料館には、朝鮮総督府警務局が外務省に送った調査表の文書が所蔵されている(高警第3411号「震災後ニ於ケル朝鮮人帰還及渡航状ニ関スル件」1923年10月12日付(『変災及救済関係雑件(別冊)関東地方震災ノ件朝鮮人問題及其反響第二』外務省外交史料館、6.3.1.8-17-15))。
- 44) 한국영상자료원 한국영화사연구소 편『신문기사로 본 조선영화 1923』한국영상자료원、2011 년。

- 45) 現在、神戸映画資料館(大阪・プラネット映画資料図書館にて保管)、東京国立近代美術館フィルムセンターに 所蔵されている。
- 46) 内地では9月7日、京都帝国館において初めて公開された。その後朝鮮でも公開されたものと推測される。内地における震災記録映画については、大澤浄「関東大震災記録映画群の同定と分類――NFC 所蔵フィルムを中心として」(『東京国立近代美術館研究紀要』17号、2013年3月)を参照。
- 47) 常石史子「震災映画発掘記」東京大学大学院人文社会系研究科 21 世紀 COE プログラム「生命の文化・価値をめぐる『死生学』の構築」編『シンポジウム記録論集 関東大震災と記録映画――都市の死と再生――』東京大学大学院人文社会系研究科、2004 年、20 頁。
- 48) 『東亞日報』1923年9月9日付。
- 49) 『東亞日報』1923 年 9 月 9 日付;『東亞日報』1923 年 9 月 10 日付;『東亞日報』1923 年 9 月 11 日付;『朝 鮮日報』1923 年 9 月 11 日付;『毎日申報』1923 年 9 月 11 日;『毎日申報』1923 年 9 月 12 日付。
- 50) 鄭忠實「1920 年代 1930 年代、京城の映画館:映画館同士の関係性を中心に」『コリア研究』 4 号、2013 年 3 月、78 \sim 79 頁。
- 51) 한상언「1910년대 조선의 변사시스템 도입과 그 특징에 관한 연구」『영화연구』44호、2010년 6월。
- 52) 日本人向けの映画館では、例えば「喜楽館」(京城府元町1丁目、現在のソウル特別市中区忠武路1街) において、日活制作の映画上映会が開催されていた(『京城日報』1923年9月10日付、朝刊)。
- 53) 豊島佐太郎「国難来と吾人の覚悟――情神的に内鮮人結合の時機――」『朝鮮公論』111 号、1923 年 10 月、 79 ~ 80 頁。
- 54) 前掲「関東地方震災ノ朝鮮ニ及ホシタル状況」;朝鮮総督府警務局編『高等警察関係年表』、1930 年、133 頁; 李錬、前掲書、299 頁。
- 55) 『京城日報』1923年9月10日付、朝刊;『東亞日報』1923年9月11日付。
- 56) 大澤浄、前掲論文、49~52頁。
- 57) 『東京関東地方大震災惨害実況 第 2 報』(撮影: 篠山兵阪新聞社活動写真宣伝部、1923 年、5 分 34 秒) は、「丹 波篠山動画データベース」(https://videotube.sasayama.jp/dtl.php?VID=2) で公開されており、インターネット上で視聴することができる。
- 58) 関東大震災記録映画に関するシンポジウムにおいて、『關東大震大火實況』(撮影監督:文部省社会教育課、撮影:東京シネマ商会;1923年、63分)の上映と解説をおこなった東京国立近代美術館フィルムセンターのとちぎあきらによれば、撮影を担当していた白井茂が、関東大震災の被害が最も大きかった陸軍被服本廠跡(現在の横網町公園)を撮影していた際に、現地で殺気立った被災者から「不逞鮮人」としてリンチされかかったところを、兵隊の導きで警視庁のトラックに乗せられ、九死に一生を得たことがあったという。しかし、その後連れて行かれた警視庁の仮留置場で、「治安上好ましくない」という理由から、被服廠跡での撮影フィルムを官憲に押収されたことがあったという(とちぎあきら「上映映画解説」東京大学大学院人文社会系研究科、前掲書、11~12頁)。
- 59) 前掲「関東地方震災ノ朝鮮ニ及ホシタル状況」。
- 60) 李昇燁によれば、3.1 運動期の「自衛団」は、武力を有していた在郷軍人会や消防組が主導して組織化され、それに商工組合員などの民間人が加わっていた。日本人居住地域における自衛や夜警のみならず、市街地の警備や示威鎮圧活動、軍事施設や官公庁の警備にまであたっていた(李昇燁「三・一運動期における朝鮮在住日本人社会の対応と動向」『人文學報』92 号、2005 年 3 月、120 ~ 129 頁)。
- 61) 前掲「関東地方震災ノ朝鮮ニ及ホシタル状況」;前掲『高等警察関係年表』、133頁。
- 62) 前掲「関東地方震災ノ朝鮮ニ及ホシタル状況」。
- 63) 丸山鶴吉、前掲書、351頁。
- 64) 有吉久子編「有吉忠一経歴抄」『有吉忠一関係文書』(横浜開港資料館所蔵)
- 65) 前掲「震災関係警戒取締ニ関スル重要通牒」。
- 66) 以下、朝鮮における朝鮮人留学生の活動に関しては、裵姈美、前掲論文(2014年)を参考にした。
- 67) 裵姈美「一九二○年代における在日朝鮮人留学生の統計分析」『日韓相互認識』3号、2010年4月、34~35頁。
- 68) 京城鍾路警察署長→京城地方法院検事正、京鐘高秘第 10421 号の 2「臨時在京日本留学生会ノ件」1923 年 9 月 7 日付(前掲『關東ノ震災ニ對スル情報』)。
- 69) 京城鍾路警察署長→京城地方法院検事正、京鐘高秘第 10452 号の 2「在東京留学生父兄会ノ件」1923 年 9 月 7 日付(前掲『關東ノ震災ニ對スル情報』)。
- 70) 『東亞日報』1923年9月8日付。
- 71) 『東亞日報』1923年9月8日付;『東亞日報』1923年9月12日付。
- 72) 丸山鶴吉、前掲書、352頁。
- 73) 裵姈美、前掲論文(2014年)、211頁。



- 74) 開城警察署長→京城地方法院検事正、開高秘第 4157 号「東京地方震災ニ関スル件 第二報 罹災留学生ノ救済策」1923 年 9 月 7 日付(前掲『關東ノ震災ニ對スル情報』);『東亞日報』1923 年 9 月 12 日付;『東亞日報』1923 年 9 月 19 日付。
- 75) 以下、救済会の活動に関しては、성주현、前掲論文(2014年); 성주현、前掲論文(2015年); 김장산、前掲論文(2017年)を参考にした。在朝日本人の救済活動については、성주현、前掲論文(2014年)を参照。
- 76) 『東亞日報』1923年9月10日付。
- 77) 『東亞日報』1923年9月10日付。
- 78) 京城鍾路警察署長→京城地方法院検事正、京鐘高秘第 10471 号の 2「在東京罹災朝鮮人臨時救済会発起会ノ件」 1923 年 9 月 8 日付(前掲『關東ノ震災ニ對スル情報』);『朝鮮日報』 1923 年 9 月 14 日付。
- 79) 『朝鮮日報』1923年9月15日付; 성주현、前掲論文(2014年)、192頁。
- 80) 『朝鮮日報』1923年9月17日付;『東亞日報』1923年9月18日付; 성주현、前掲論文(2014年)、192頁。
- 81) 『東亞日報』1923年9月23日付。
- 82) 『東亞日報』1923年9月23日付。
- 83) 前掲「秘 李相協(東亞日報社)談話要領」;姜徳相・琴秉洞、前掲書、329頁。
- 84) 1870 年生まれ。はとこの小村寿太郎の支援で中国に留学し、のちに外務省中国語通訳官となる。退官後、東京朝日新聞・読売新聞・東京日日新聞などの論説委員を務めた(日外アソシエーツ編『20世紀日本人名事典』(あ〜せ)、日外アソシエーツ、2004 年)。関東大震災が発生した際には、特に中国人虐殺事件の被害状況の調査に携わり、外務省に調査報告書を提出したりもした(仁木ふみ子編、今井清一監修『史料集 関東大震災下の中国人虐殺事件』明石書店、2008 年、131~140 頁)。
- 85) 1884 生まれ。第1回国連総会全権随員や外務省アジア局第二・第三課長、外務大臣官房会計課長などを歴任した後、1935 年には満洲拓殖株式会社総裁に就任。1939 年から3年間、駐タイ日本大使を務めた(日外アソシエーツ編『20世紀日本人名事典』(そ~わ)、日外アソシエーツ、2004年)。
- 86) 前掲「秘 李相協(東亞日報社)談話要領」;姜徳相・琴秉洞、前掲書、328頁。
- 87) 前掲「秘 李相協(東亞日報社)談話要領」;姜徳相・琴秉洞、前掲書、328~330頁;「秘 鮮人問題ニ闖スルー鮮人新聞記者ノ感想」(『変災及救済関係雑件(別冊)関東地方震災ノ件 朝鮮人問題及其反響 第四』外務省外交史料館、6.3.1.8-17-15)。
- 88) 前掲「秘 鮮人問題ニ關スル一鮮人新聞記者ノ感想」。
- 89) 前掲「秘 李相協(東亞日報社)談話要領」;姜徳相・琴秉洞、前掲書、329頁。
- 90) 前掲「秘 鮮人問題ニ關スル一鮮人新聞記者ノ感想」。
- 91) 阿部充家(1862-1936年)は、1911年に国民新聞社副社長に就任、その後朝鮮総督府の御用新聞『京城日報』の社長を務めた(1915-1918年)。斎藤実が朝鮮総督在任中には朝鮮植民地支配政策に対する対応や懐柔策などを斎藤実に提言する政策ブレーンの役割を果たした(趙聖九『朝鮮民族運動と副島道正』研文出版、1998年、248~249頁; 이형식「해제」이형식 편『齋藤寶・阿部充家왕복서한집』아연출관부、2018 년)。
- 92) 동아일보 80 년사 편찬위원회 편『민족과 더불어 80 년 : 동아일보 1920 ~ 2000』동아일보사、2000 년、205 쪽 ; 이형식「'제국의 브로커' 아베 미쓰이에(阿部充家)와 문화통치」『역사문제연구』37 호、2017 년 4 월、471 쪽。
- 93) 『東亞日報』1923年9月22日付。
- 94) 『東亞日報』1923年9月24日付。
- 95) 『東亞日報』1923年9月27日付。
- 96) 『東亞日報』1923年10月8日付。
- 97) 丸山鶴吉、前掲書、352頁。
- 98) 『京城日報』1923年9月10日付、夕刊。
- 99) 丸山鶴吉、前掲書、351~352頁。